

船舶事故等調査報告書

平成22年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第18号	
事故等種類	衝突（灯浮標）	
発生日時	平成22年1月7日 15時10分ごろ	
発生場所	山口県柳井市平郡島南東沖 伊予灘航路第7号灯浮標 （概位 北緯33°44.3′ 東経132°17.9′）	
事故等調査の経過	平成22年2月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 ^{たかつがわ}高津川丸、699トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 134301、川崎近海汽船株式会社</p>	
乗組員等に関する情報	一等航海士、一級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	<p>本船：右舷中央部外板に擦過傷、ハンドレールが曲損</p> <p>灯浮標：太陽電池パネル及びマーキング装置が破損、防護枠が曲損</p>	
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、伊予灘を自動操舵で西進中、平成22年1月7日15時10分ごろ、伊予灘航路第7号灯浮標（以下「7号灯浮標」という。）に衝突した。	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期、潮流 微弱な北西流</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、平郡島南東沖を西進中、単独で船橋当直中の一等航海士が、適切な見張りを行わなかったことから、7号灯浮標に接近していることに気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、平郡島南東沖を西進中、単独で船橋当直中の一等航海士が、適切な見張りを行わなかったため、7号灯浮標に接近していることに気付かず航行し、同灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。	